ＫＡＷＡＲＡ　ＳＰＡＣＥテナント入居事業者募集要項

１．目的

香春町では、旧香春小学校跡地を活用し「香春町子育て支援及び地域賑わい創出施設（かわらっこパーク）」を令和９年４月にオープン予定です。子育て世代はもちろん世代を超えた人々が集い交流を深める地域拠点を目指しています。そこで、かわらっこパーク内のＫＡＷＡＲＡ　ＳＰＡＣＥエリアに設置するテナントに入居していただき、かわらっこパークを一緒に盛り上げてくれる方を募集します。香春町で創業を希望する方に対し、創業のノウハウを事前に学ぶ場として、安価に利用できることによって町内における創業の促進も目的としています。

２．募集テナント

テナント入居事業者（２事業者）を募集します

※期日までに募集が満たなかった場合や選定基準が満たなかった場合は、町またはかわらっこパーク運営事業者が選定した別の事業者をテナント入居者として選定する場合があります。

テナント１・テナント２

所　在　地	福岡県香春町大字香春７４１－８
面　　積	１５㎡
施設利用料	月額３０，０００円（税別） ※光熱水費・警備費が含まれます

３．入居期間

最長３年とします

４．対象業種

幅広い業種が可能ですが、かわらっこパーク全体の集客の目的もあるため、店舗のみの利用とします。事務所としての利用はできません。（飲食物のテイクアウト、雑貨販売など）

５．対象施設図面および設備

別紙１「テナント図面」参照

別紙２「テナント設備」参照

６．応募条件

・応募資格として以下の要件をいずれも満たす方とします。

①過去に香春町創業セミナーを受講し修了証を受け取っていること。もしくは令和８年１２月２８日（月）までに修了証を受け取る予定であること。

②満１８歳以上で、契約終了後に香春町内で開業を目指すこと。

③原則として土・日・祝日を含む週４日以上の営業をすること。（営業時間は１０時から閉園時間の２０時前までの間を想定）

④遅くても令和９年４月１日（木）から開業に向けた準備に着手し、概ね１カ月以内に開業すること。（開業時までに事業運営に必要な許可等を取得していること）

⑤香春町商工会に入会し、商工会の活動に積極的に協力すること。

⑥近隣店舗や地域住民等と協調性を持って事業に取り組むこと。また、かわらっこパーク運営事業者やかわらっこパーク運営連携協議会との連携を行うこと。

⑦国税および地方税等を滞納していないこと。

⑧暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年第７７号）第２条第２号に規定する暴力関係者又は暴力団関係者と密接な関係を有する者でないこと。

⑨政治性または宗教性のある事業でないこと。

⑩法令・公序良俗に反する事業でないこと。

⑪入居後に、この要項を遵守できていないと町が判断した場合は、協議の上、テナントを返還すること。

・上記に関わらずその他町長が必要と認めるとき。

７．応募方法

必要書類を持参もしくは郵送にてご提出ください。香春町役場地域振興課の窓口にて配布するほか、香春町ホームページからもダウンロードできます。

※提出された書類は返却しませんのであらかじめご了承ください。

（１）提出書類

・参加表明書（様式１）
・エントリーシート（様式２）
・誓約書（様式３）
・修了証書
・創業計画書　※既に開業している方は当時作成したもの

・事業者の概要（様式４）※既に事業運営している方のみ

（２）提出先

〒８２２－１４９２
福岡県田川郡香春町高野９９４番地
香春町役場 地域振興課 商工振興係（２階１１番窓口）
ＴＥＬ　０９４７－３２－８４１３（直通）

（３）応募期間

令和８年１１月９日（月）から令和９年１月５日（火）１７時まで
※郵送の場合、令和９年１月５日（火）必着

８．選定方法

事業者の意欲、事業の独創性、施設との適合性、地域との協調性、事業の継続性などを評価項目として、書類審査および面接審査により選定いたします。（別紙３「書類審査・面接審査選定基準」参照）

（１）書類審査および面接審査

日 に ち：令和９年１月１５日（金）
場　　所：香春町役場
審査結果：令和９年１月中旬頃に郵便にてお知らせ
※詳細は別途お知らせいたします。

（２）審査基準

各委員の合計点数を平均し、上位２事業者を優先候補者として選定します。ただし、同点の場合は、選定委員会の協議により優先候補者を選定します。また、合計点数の平均が満点の６割に満たない場合は、優先候補者として選定しません。

（３）審査結果の公表

候補者は香春町ホームページ上に公表します。なお、審査の経緯についての公表はおこないません。また、審査結果についての問い合わせ及び異議申し立ては受け付けません。

（４）失格事項

①応募条件を満たしていない場合

②提出書類に虚偽の記載があった場合
③提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合

９．今後スケジュール

公募開始	令和８年１１月　９日（月）
説明会 質問の受付開始	令和８年１１月２７日（金）１４時から （会場：ＫＡＷＡＬＡＢＯ みんなの部屋）
質問の受付締切	令和８年１２月　４日（金）
質問に対する回答	令和８年１２月１１日（金）
参加表明書の提出期限	令和８年１２月１８日（金）
応募申請書類の提出期限	令和９年　１月　５日（火）
書類審査・面接審査	令和９年　１月１５日（金）
審査結果通知	令和９年　１月中旬頃

※期日を間違わないようご注意ください。

１０．説明会

下記のとおり説明会をおこないます。応募にあたっては、原則として説明会に出席してください。なお、出席する場合は、前日までに担当課（１２．問い合わせ先）までご連絡ください。

日にち：令和８年１１月２７日（金）
時　間：１４時から
場　所：ＫＡＷＡＬＡＢＯ　みんなの部屋

１１．その他

・質問がある場合は、１２月４日（金）までに質問票（様式５）を提出すること。
・参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、参加辞退書（様式６）を提出すること。
・その他この募集要項に定めのない事項は、香春町が別途定める。

１２．問い合わせ先

香春町役場　地域振興課　商工振興係
所在地　福岡県田川郡香春町大字高野９９４番地
電　話　０９４７－３２－８４１３（直通）
Email　shoukou@town.kawara.fukuoka.jp